**公拡法第５条の手続きについて**

（公有地の拡大の推進に関する法律）

地方公共団体等に、次の土地の買取りを希望する場合、買取希望日の３週間前までに申し出が必要です。

都市計画区域内の土地 ２００㎡以上

**【必要な書類】**

土地買取希望申出書　２部**※押印は不要です**

**〔添付書類〕各２部（１部はコピー可）**

（１）位置図（１／１０，０００）

市のホームページで公開している都市計画図（倉敷市統合型ＧＩＳ）を利用し、「用途地域」、「都市施設」を表示させて、当該土地を赤線で囲むこと。

（２）平面図（１／２，５００）

市のホームページで公開している都市計画図（倉敷市統合型ＧＩＳ）を利用し、「用途地域」、「都市施設」を表示させて、当該土地を赤線で囲むこと。

（３）公図の写し

当該土地の全体が表示されていること。

範囲が広大な場合には、複数枚になっても構いません。

（４）土地登記簿の写し

（５）委任状　※押印は不要です

代理の方が届出をされる場合は必要です。

・土地所有者が複数いる場合

全員の連名で提出してください。

・土地所有者が死亡している場合

相続関係を明らかにする書類を添付して、当該土地の相続人が届け出をしてください。

（なるべく、相続登記完了後に申出をする方が望ましい。）